

知財法務の勘所Q & A（第78回）

米国商標法の域外適用と近時の判例

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
弁護士 高橋 綾

Q1 法律の域外適用とは何ですか。

A1 ある国で制定された法律は、その国の主権が及ぶ領域内で行われた行為に対してのみ効力を有することが通常です（属地主義）。しかし、国外で行われた行為の効果が国内で発生する場合など一定の場合において、ある国の法が国外で行われた行為に適用される場合もあります。これを法律の域外適用といいます。

例えば競争法の分野では、経済のグローバル化が進み、国外で行われたカルテル等の反競争的行為の対象となった製品が輸入されて国内市場における競争に大きな影響を及ぼす場合などがあるため、一定の限度で域外適用を認める立場が主流となっています。

Q2 米国の法律が域外適用されるのはどういった場合ですか。

A2 米国連邦法は、原則として、米国の領域内で行われた行為にのみ適用されることが推定されます（域外適用否定の推定）¹。これは、米国議会は米国内の問題を想定して立法を行うことが通常であると考えられるため、また他国の法との意図せぬ抵触による摩擦を回避するためです。

例外的に米国外で行われた行為に米国法が適用される場合に当たるかどうかは、2ステップにわたって検討されます。

まず、議会が特に域外適用を意図して立法した場合は上記の推定は覆され、その法律は意図された限度において米国の領域外での行為にも適用されます。ある規定が域外適用が意図されている域外適用規定（extraterritorial provision）に該当するかどうかを判断する基準は、その規定が国外で行われた行為にも適用されるべきことを議会が「積極的にかつ疑う余地なく指示（affirmatively and unmistakably instruct）」²しているかどうかであるとされています。この基準

1 Morrison v. National Australia Bank Ltd., 561 U.S. 247, 255 (2010)

2 前掲Morrison, 335